

# 浄化槽は きちんと使って きれいな水に

～10月は浄化槽月間です～

## 浄化槽の適正な維持管理を

浄化槽は、トイレや台所などから出る排水を微生物の働きによりきれいにし、川や海に放流しています。そのため、適正な維持管理が行われていないと、悪臭の発生や環境汚染の原因となります。浄化槽の正常な機能を維持し、きれいな水環境を守るために、浄化槽管理者は、保守点検（メンテナンス）、清掃、法定検査を行うよう法律で義務付けられています。

### ① 保守点検

浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充を行います。

### ② 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄を行います。

### ③ 法定検査

浄化槽の使用開始から3～8カ月の間に1回、その後は毎年1回、広島県が指定した検査機関による法定検査を受けなければなりません。

法定検査では、外観検査、水質検査、書類検査を行い、機能が正常に維持されているかを確認します。浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためにも、必ず法定検査を受けましょう。

※管理者の変更や浄化槽の廃止などがあった場合は、速やかに下水道課または各支所産業建設室・地域振興室に届け出てください。

3つの  
約束を守ってね

- 保守点検
- 清掃
- 法定検査



## 問い合わせ

下水道課管理係  
☎0824・73・1175

## 安心・安全な毎日のために

### 「住宅用火災警報器」の 交換時期ではありませんか？

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化されて10年が経過しました。

住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。おおむね10年を目安に、新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。また、まだ設置していない家庭では早期の設置をお願いします。

### 設置場所を再確認しましょう

住宅用火災警報器は、就寝中の逃げ遅れを防ぐために、寝室への設置が義務付けられています。また、寝室が2階にある場合には、階段にも設置が必要です。自宅の設置場所を再確認しましょう。



### 定期的に点検しましょう

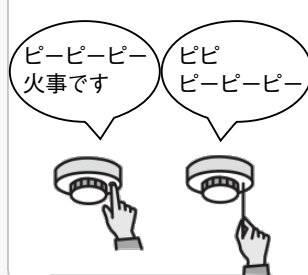
住宅用火災警報器が正常に作動するためには、維持管理が大切です。

「半年に1回」を目安に作動確認をしましょう。また、本体にほこりなどが付いて汚れてしまうと、火災を感知しにくくなったり、誤作動を起したりすることがあります。乾いた布で拭き取るなど、定期的に掃除をしましょう。

### 作動確認の方法

ボタンを押す、またはひもを引いて作動を確認します。

#### 正常な場合



#### 異常がある場合



庄原消防署 ☎0824・72・9911  
東城消防署 ☎08477・2・4005